論点②　介護老人福祉施設の配置基準等の解釈について

論点②

（介護老人福祉施設の配置基準の解釈について）

■ 介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護の人員配置基準について、医師等については、本体施設と併設事業所との兼務等が認められており、生活相談員等については、本体施設の入所者と併設事業所の利用者の数を合算して、その合計人数に対して必要な数を配置するものとされている。

■ 介護老人福祉施設が同一敷地等で提供しているサービスについて、短期入所生活介護・短期入所療養介護が最も多く、次いで通所介護が多く、次に訪問介護が多かった。

■ これらの点を踏まえつつ、中山間・人口減少地域では、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、他方で、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、介護人材や専門職の確保が極めて困難である中、介護老人福祉施設と併設の事業所における配置基準についてどう考えるか。

⇒　人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

■ また、令和８年地方分権改革に関する提案において、介護支援専門員の兼務について、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができるとされている一方、介護老人福祉施設と併設されている事業所等（併設事業所等）における兼務は認められていないところ、兼務を認めるべき等の意見があるが、どう考えるか。

（その他規定の解釈について）

■ 介護老人福祉施設は、その入所者が病院等に入院した場合であって、入院後約３か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後の再入所のために、ベッドの確保等をしなければならないものとされている。他方、一部の自治体においては、退院の見込みにかかわらず、入院時に３か月間ベッドを確保しなければならないといった運用がされている実態があるとの指摘もあるところ、基準の趣旨を踏まえ、その解釈についてどう考えるか。

対応案

■ 介護支援専門員について、居宅介護支援事業所以外の併設事業所等における業務であって、その業務が本体施設の業務と一体不可分なものについては、本体施設の業務と兼務可能であることを明確化することはどうか。

■ 入所者の入院期間中の取扱いに係る規定の解釈について、退院の見込みにかかわらず入院時に３か月間空床とすることを求める趣旨ではない旨を運営基準上明確化してはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.26 より抜粋

提案内容（管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等）

地方分権改革有識者会議	資料２
第188回提案募集検討専門部会（R８.７.３）	

提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第２条第９項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.23 より抜粋

厚生労働省第２次回答（管理番号28）

厚生労働省第2次回答

- 指定介護老人福祉施設における介護支援専門員については、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととしている。施設サービス計画の作成やモニタリング等を継続的かつ安定的に実施する観点で、常勤要件の撤廃を行うことは困難である。
- また、介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントの実施を担保するため設けられているものであり、「介護支援専門員と同等の能力を有する者」を介護支援専門員として位置付けることは困難である。なお、介護支援専門員の更新制の廃止および研修の見直しに伴い、既に資格を失効した者については、再研修にかわる、円滑な復職のための簡素な研修を受講することで復職できる仕組みとすることを検討しているところである。
- 一方で、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるところ、その見直しは慎重な検討が必要であるが、提案団体から示された支障や現場の実態を踏まえ、「入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事」の要件や範囲について、必要な検討を行う。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.24 より抜粋